

『板城西尋常小学校沿革誌』にみる近代地域初等教育事情

梶井一暁

(キーワード：近代日本、学校沿革誌、板城西尋常小学校)

はじめに

筆者は、学校沿革誌や学校沿革史などと称される資料を用い、近代日本の地域の初等教育事情を考察する作業を進めている¹。学校沿革誌類は、その名称が示すように、一般に編年体記述による学校の沿革の概要を掲載し、ほかに教育課程、教職員、関係管理者・委員、校舎・設備、経費などに関する内容を載せる。児童数、学級数、教員数などの諸表が付されることも多い。学校沿革誌類は、このように、学校の沿革の概要と関連諸事項を書き留めることを、資料の基本的性格とする。換言すれば、その資料的性格ゆえ、そこから得られる学校教育の実態的側面、すなわち教師の教育実践や子どもの日常などを知りうる情報は限定される。これまでの教育史研究において、教師、子ども、保護者が結ぶ教育現実を追う主資料たりえない学校沿革誌類の利用は、たとえば、同じ学校資料でも学校の日常場面にふみこみうる学校日誌類、あるいは役場資料のなかに豊富に含まれる学事関連資料などにもとづく実態分析の、その補足的な位置にとどまった²。従来、実態に迫る内容や情報の記述に必ずしも富むわけではない学校沿革誌類は、それ単体としては重視されてきた資料とはいえない。筆者は、学校沿革誌類の厳しい資料的限界を承知しつつ、つぎの着眼からその資料的価値を積極的に評価する。すなわち、とりわけ注目される学校日誌類も学事関連資料ももたない地域にあっては、学校沿革誌類は地域の教育事情を描く手がかりとなりうる、数少ない資料として重要である³。

本稿では、このような意図にもとづく作業の一環として、前稿の広島県賀茂郡下黒瀬村の事例につづき、同郡板城村の事例をとりあげる。そして、現在の黒瀬町立板城西小学校に保管される『板城西尋常小学校沿革誌』と題された資料に関する若干の考察を試みる⁴。賀茂郡域に展開された近代初等教育の歴史の究明は、それを達する豊富な資料の残存に恵まれず、必ずしも進展していない。その研究状況は、とくに農村部に顕著であり、下黒瀬村と同様、板城村も例外ではない。しかし、いうまでもなく、学校日誌類や学事関連資料などの有望な資料の残存の有無が、その地域で営まれた教育の歴史の厚さや

薄さを意味するわけではない。本稿では、この点を強く意識し、これまで解明作業が遅れていた地域の教育事情を少しでも明らかにする課題設定のもと、板城村に光をあて、『沿革誌』の紹介と考察を行う。

1. 『沿革誌』にみる板城西尋常小学校の沿革

(1) 板城村の概略

現在の東広島市と賀茂郡黒瀬町にまたがる村域を有した板城村は、県中南部を占める賀茂台地の盆地に位置した。大正期にまとめられた『板城村郷土誌』によれば、その「地勢」は「山間ノ小部落」が「西南二連ナリ、然レドモ東高クシテ西低ク河流ハ悉ク西ニ向テ流ル」ものであった⁵。現在、東広島市から流れる西条川は、旧板城村域にいたり、黒瀬川となり、黒瀬町の中心部を流れいく。板城村は、黒瀬川や村内に散在する多数のため池を主要な灌漑水源とする耕作地が広がる「農村ニシテ、農ヲ以テ主業トナス」農業集落を形成した⁶。以下に紹介する『沿革誌』のなかにも「本村ノ地勢」に関する記述があり、「土地凸凹多ク山地極メテ多ケレトモ平地ハ地味肥工灌漑ニ便ニシテ五穀ヨク豊穰ス」と説明している。

『板城村郷土誌』が記すように、「板城村八元福本村、大沢村、鬮村、馬木村、小多田村ノ五ヶ村ナリシガ明治二十二年ノ頃町村制ナルモノヲ発布セラル、其時ニ当リ地理上ノ便ヲ以テ合併シテ板城村ト改称」した。旧5村を前身とする同村は、昭和30(1955)年、村の東地区にあたる福本、大沢、森近、馬木の各区が西条町(現在の東広島市)、西地区にあたる国近、小多田の各区が黒瀬町に編入し、現在にいたる⁷。

(2) 『沿革誌』の作成

黒瀬町に編入した旧板城村の西地区を基本学区とする小学校が、『沿革誌』を保管する板城西小学校である⁸。以下、『沿革誌』にもとづき、板城西小学校の前身のひとつをなす板城西尋常小学校の変遷を追うまえに、同資料に関する留意点を指摘しておく。

第1は、『沿革誌』の伝来についてである。同資料を保管する板城西小学校の歴史は、詳しくはのちにみるよう

に、明治5(1872)年に創設された興讓館にはじまり、長通小学校(1874-1885)、長通小学教場(1885-1887)、国近簡易小学校(1887-1891)、板城西尋常小学校(1891-1911)、板城尋常小学校(1911-1941)、板城西国民学校(1941-1947)の各期を経て、現在にいたる。『沿革誌』は、各期のうち、その標題のとおり、明治24(1891)年の開校となる板城西尋常小学校時代の沿革と前史を書き記したものである。そして、現在まで記述作業がつけられ、いわば現役の資料としてこんにちに伝えられている。書き継がれながら伝来したこの過程にかかわり、留意すべきは、つぎの点である。明治44(1911)年、同校は村内の板城南尋常小学校と合併し、板城尋常小学校として再スタートする。合併後も記述が継続された。しかし、その継続記述作業は、合併までの記述部分と合併後の記述部分を区別する、新たな標題をとくに付さないかたちでなされた。そのため、いまに伝えられた資料は、「板城西尋常小学校沿革誌」の標題をもつ、板城西尋常小学校時代までの基本記述部分と板城尋常小学校時代以降の継続記述部分という、ふたつの中身からなる現形をとっている⁹。これが資料の性格をわかりにくくしている。本稿では、合併以前と以後の記述を区別し、第3の留意点ともかかわり、考察の中心を合併前の板城西尋常小学校時代までにおく。合併後の板城尋常小学校時代以降に関する言及は必要に応じて行う。

第2は、『沿革誌』の作成と内容についてである。その作成の着手は、明治24(1891)年からはじまる板城西尋常小学校時代におけるものと考えてよい。しかし、資料中に作成時期の明記はなく、板城尋常小学校となる明治44(1911)年までの、どの時点でまとめられたのかは判明しない。記述内容の変化が、作成時期を考える手がかりとなる。『沿革誌』は冒頭に「目次」を示し、「第一教育ノ変遷組織ノ沿革等、第二紀年事項、第三職員ノ沿革、第四監督官庁長官并二管理者学務委員ノ沿革」の4つを挙げている。この4項目にもとづく内容で構成が維持されるのは、合併前の明治40年代までである。合併した明治44(1911)年以降、記述の様式を一新する。主な事項は「位置」、「本村ノ沿革」、「教育監督官庁長官更迭」、「賀茂郡長官ノ更迭」、「児童出席累年歩合比較」、「教科変遷」、「校舎校地」、「学校管理者更迭」、「職員更迭」、「学級編制及び学級数ト職員数トノ関係」、「経費累年比較」、「学齢児童就学累年比較」、「卒業数並ニ卒業後他校入学児童数」、「本校沿革大要」などとなる。明治32(1899)年、県は訓令第73号で「市町村学校表簿」のひとつとして「学校沿革誌」を明示し、「学校沿革誌ニハ学校ノ位置名称、教科ノ変遷、校地校舎校具ノ増減、職員管理者及学務委員ノ更迭、児童数ノ増減、学級数ト職員数トノ関係、経費累年比較、学齢児童就学歩合累年比較、卒業児童累年比較其他必要ノ事項ヲ記入スルヲ要ス」と

述べた¹⁰。明治44(1911)年以降の記述は、ほぼこれに沿う内容である。一方、当初の4項目構成の記述は、県が示した内容と大きく相違する。これは、明治32(1899)年以前、すでに『沿革誌』の作成が手がけられていたことを推察させる¹¹。今後の課題を含めていえば、『沿革誌』の内容は、前稿でとりあげた、同じ賀茂郡内に残された資料である『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』と類似するところが多い。同資料の作成の着手が明治29(1896)年であることが認められるから、如上の県訓令にさきだち、すでに郡レベルにおける学校沿革誌類の作成に関する指示があった可能性が考えられる。しかし、賀茂郡の場合、郡役場資料の残存がほとんど確認されておらず、郡レベルの考察は困難な現状にある。

第3は、『沿革誌』の情報についてである。第1の留意点で述べたように、本稿で中心的に検討する記述内容は、板城西尋常小学校時代までである。この期の記述は、明治44(1911)年以降に掲載されはじめる、県訓令の指示に則った統計的・数値的な情報を含まない。これ以前にも児童数、学級数、職員数、就学率などの調査・報告はあったと考えられるが¹²、その掲載はない。板城西尋常小学校時代までの記述内容は、これらの情報に欠けるが、さきに紹介した4項目のうち、第1の項目の「教育ノ変遷組織ノ沿革等」は、明治44(1911)年以降の記述にはない情報を含んでいる。同項目はわずかながらも明治期の農村の教育事情や教育課題をうかがわせる内容を書き留めており、興味深い。これに比し、その継続記述に相当する板城尋常小学校時代以降の「本校沿革大要」は事務的記述の傾向が著しい。

(3) 板城西尋常小学校の沿革

『沿革誌』から判明する板城西尋常小学校の歴史を以下にまとめた。その際、基本資料としたのが、「目次」に挙げられた項目のうち、上述の「教育ノ変遷組織ノ沿革等」である。実際の文中では「組織之沿革」の見出しのもとに書かれている¹³。

① 学制期

・興讓館時代

[創業] 明治5(1872)年、学制が発布された。「之ニ於テ乎邦内至ル所漸次ニ学校ヲ設立シ日ニ増シ月ニ盛ニ教育ノ普及ヲ図リシヲ以テ我村モ亦此学制ニ基キ明治五年十月本村大字国近ニ一ノ学校ヲ設立シ興讓館ト称」した。明治7(1872)年に著された『広島県史料』によれば、同館は「生徒男六五人、女二十人」をもって開校した¹⁴。同年の『文部省第二年報』からも同数の子どもの就学が確認され、教員は1人であった¹⁵。当時の国近森近村に創業したばかりの興讓館は、まだ「別ニ校舎ノ設ケナク」、民家の「家屋ヲ借テ校舎」にあてた。このような民家、あるいは社寺を借用しての創業は、とくにめず

らしいことではなかった¹⁶。

興譲館は下等小学としてスタートした。学制期、小学校は尋常小学を基本とし、下等小学と高等小学にわかれた。原則、6歳から9歳までの子どもは下等小学に在学し、10歳から13歳までの子どもは上等小学に在学することが求められた。6歳以上の子どもに修業年限4年の教育を行う基礎教育機関が、興譲館のような下等小学であった。下等小学をボトムとする教育階梯は、そのうえに高等小学、中学、大学がつらなつた。

〔進級〕周知のように、当時の小学校の進級は、現在のような年齢主義の学年制によらず、課程主義の等級制によつた。明治10年代まで等級制をとり、そのちに学年制に移行した。興譲館の4年課程は全8級からなり、子どもは各級を6ヵ月で進級した。したがって、「学齡児童ノ初メテ入学セシモノヲ八級トシ次第ニ進テ一級ニ至リ全科卒業スルニハ四ヶ年ヲ要」した。このころの一般的状況として、少なくない子どもが7～8級で退学したり、在籍しても出席しなかつたりしたことが指摘されている¹⁷。興譲館の就学状況が興味深い、これを確認する資料はない。

〔教科〕教科目は「単語・単句ノ(讀)・読本ノ読方・修身・算術・習字・地理・養生法ノ口授・読本ノ輪講・物理学・作文等」であった。学制が規定する内容にほぼ沿うものである。こだわれば、「等」に興譲館の教科の独自性がある可能性は否定できないが、詳しくはわからない。

・長通小学校時代①

〔移転〕明治7(1874)年、自前の校舎をもたなかつた興譲館は、「字長通ト云ヘル地ニ校舎ヲ新築シ長通公立小学校ト改称」した¹⁸。明治8(1875)年度の時点で、郡内の公立小学校90校のうち、新築15校、公有3校、借用72校であつたから¹⁹、『沿革誌』の記述にしたがえば、長通小学校は校舎新築のはやい例といえる。

〔教科〕このころ、設備面の充実とともに、教科面の進展があつたことがうかがえる。同年の記述に「小学校々則及ビ教則ヲ制定セラル、其教科用図書ハ左ノ如シ」とあり、「五十音図・以呂波図・単語図・連語図・濁音図・半濁音図・色図・日本数字図・算用数字図・羅馬数字図・加減乗除算九々図・単語篇・学問ノ勸メ・啓蒙天地文・地球儀・窮理問答・天変地異・窮理図解・道理図解・地理初歩・日本国尽・世界国尽・日本地図・万国地図等」があがっている。翌8(1875)年、「小学読本・三字経・大統歌・小学算術書等」、翌々年、「日本地誌略・万国地誌略・日本史略・万国史略等」の書目もみえる。しかし、ここでの記述は教科書の使用事実を伝えるものとはなつておらず、啓蒙的・翻訳的教科書を多数含むこれらの近代教科書の使用状況や定着状況などは判明しない。

〔進級と試験〕学制期の等級制は、厳格な試験制度をともなつた。明治11(1878)年、県は「小学校教則及校

則」を示し、「試験」について「試験ヲ三様ニ分チ一ヲ尋常試験ニテ定期試験トシ三ヲ卒業試験トス、尋常試験ハ毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科卒業ノ終リニ之ヲ行ヒ各級ニテ学修セシ所ヲ試験スルモノニシテ毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得ルモノヲ級第トシ以下ヲ落第トス」と定めた。教科目は「読物・講義・書取・画学・作文・習字・算術(算)等」であった。学籍簿などの資料が残存すれば、進級や原級留置の実態に迫ることができるが、現在のところ、これを達しうる資料をもたない。

② 教育令期

・長通小学校時代②

〔混乱〕明治12(1879)年、学制が廃され、教育令が公布された。「自由教育令」とも称される教育令は、たとえば、6歳から14歳までの学齡期のうち、「少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」と定め、従来の修業年限8年を大きく短縮した。また、「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ」と述べ、広い教育機会を許容した²⁰。自由度が高い教育令は、それゆえ、学校教育の混乱を招く結果ともなつた。『沿革誌』はその混乱ぶりを「当事人民未ダ向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ自由教育ノ説起リ其極小学校ニ関スル諸般ノ事情頗ル頹弛崩解殆ド收拾ス可ラザルノ境遇ニ至レリ」と記している。同趣旨の記述を、前稿で扱つた『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』のなかにもみることができる。したがって、ことに初等教育を直撃した「頹弛崩解」は、教育令期の長通小学校に固有の事態をいいあらわしたというよりは、もう少し広い周辺地域の状況を述べたものであろう。

〔再編〕明治13(1880)年、はやくも教育令は改正を余儀なくされた。この改正を受け、翌14(1881)年、小学校教則綱領が制定された。小学校は、下等小学と高等小学の別ではなく、「初等科中等科高等科ノ三」となつた。長通小学校は「初等科中等科ヲ併置」した。

〔教科〕同校は、その教科目に「初等科ハ修身・読書・習字・作文・算術ノ初歩及唱歌・体操」を整え、中等科はこれに「地理・歴史・図画・博物・物理・農業・商業・裁縫等ヲ加ヘ」た。「中等科ニ準」ずるとされた高等科は設置していない。教科に関する留意点をひとつのみ挙げておく。教科目における「修身」の位置づけについてである。旧教育令期、教科目は「読書・習字・算術・地理・歴史・修身ノ初歩之ヲ必修科ト定メ」られ、「修身」は最末尾におかれる教科目にすぎなかつた。これが、この改正後、筆頭教科目に指定されることとなつた。

〔進級と試験〕修業年限は、「初等中等ハ各三ヶ年」の「各六級」を定め、「毎級六ヶ月ノ修業」とした。改正後、旧教育令期の最低16ヵ月の修業年限規定は3年に変更されたから、初等科課程がこれに相当する。初等科の全

6級を進み、卒業するまでの3年間、やはり幾度の試験が子どもに課された。各科とも「月次定期大試験ノ三」があり、「月次試験ハ毎月末」、「定期試験ハ每学期末」、「大試験ハ每等科最後ノ学期末」に行った。初等科の子どもは、同科の大試験のうえ、これを卒業、あるいは中等科へ進学した。しかし、落第の子どもは原級に留めおかれた。進級状況や原級留置状況は判明しない。

明治16(1883)年、試験規則の変更があり、月次試験を日課試験、定期試験を進級試験と改め、「日課試験ハ凡四週間毎ニ之ヲ行ヒ」、「進級試験ハ毎級ノ課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行」することとなった。なお、この変更の際する記述をさいごに、進級判定とのかかわりでの試験に関する記述はみられなくなる。つぎに修業年限に関する言及がある明治19(1886)年の記述において、進級試験に関する言及はない。この時期の進級試験に関する記述の消滅は、明治10年代おわりから20年代はじめにかけて進む、厳格な試験制度をとまなう等級制の後退、そして学年制への移行を背景とするものであろう。

・長通小学教場時代

〔簡易化〕明治18(1885)年、「再ヒ改正ノ教育令」が公布され、「茲ニ於テ本校ハ長通小学教場ト改称」した。賀茂郡は郡内に「幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置」した。小学教場は、民家や社寺を利用して新設したり、従来の小学校を簡易化して開設したりした。長通小学教場は後者であった。「小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ補足シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間ノ教授ヲ施ス所」であり、「小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得セシムル所」であった。さきにも言及したように、明治10年代は「地二都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ差アリ」、「人民未ダ向学ノ度高カラズ」状況にあった。そのようななか、子どもを長く拘束せず、授業料も強くない小学教場は、地域の初等教育を普及さ

せる一定の役割を担った。

③ 小学校令期

・国近簡易小学校時代

〔改称〕明治19(1886)年、小学校令が公布され、「小学科ヲ尋常高等簡易ノ三種トシ」た。これを受け、翌年、長通小学教場は「校名ヲ国近簡易小学校ト改」めた。簡易小学校は尋常小学校の代用機関であり、簡易な形態を特色とした。国近簡易小学校がそうであるように、小学教場の系譜をひく教育機関であった。授業料は徴収しなかった。簡易小学校の修業年限は「三ヶ年」、教科目は「読書・作文・習字・算術」であった。これに対し、尋常小学校の修業年限は「四ヶ年」、教科目は「修身・読書・作文・習字・算術・体操トス、土地ノ状況ニ依リテハ図画・唱歌・体操ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得」た。

短い修業年限で生活に必要な範囲の教科目を教える簡易小学校は、尋常小学校の設置が困難な地域において、その開設が認められた。賀茂郡の場合、【表1】と【表2】から明らかなように、郡内の小学校のほとんどが簡易小学校であり、簡易小学校に通う子どもも多かった。尋常小学校を維持しえない厳しい地域事情がうかがえるとともに、このような簡易小学校が、ときに「貧民学校」との世評にさらされつつも、地域の初等教育の普及を支える基盤的な役割を果たした側面も見逃せない。

・板城西尋常小学校時代

〔村立化〕明治23(1890)年、小学校令が改正され、尋常小学校の代用機関であった簡易小学校を認めないこととなった。翌年、国近簡易小学校は「名称ヲ板城西尋常小学校ト改メ」た。明治21(1888)年の町村制の公布を受け、既述の5ヵ村が合併して誕生した板城村は、板城西尋常小学校、板城東尋常小学校、板城南尋常小学校の3校をもつこととなった²¹。学区域別でいえば、国近、小多田、馬木の各区の板城西尋常小学校、福本、大沢、森近の各区の板城東尋常小学校、保田区の板城南尋

【表1】小学校種別校数

年 度	賀 茂 郡					広 島 県				
	和 暦	西 暦	簡 易	尋 常	高 等	合 計	簡 易	尋 常	高 等	合 計
明治20	1887		校 %	校 %	校 %	校 %	校 %	校 %	校 %	校 %
明治21	1888		63(86.3)	9(12.3)	1(1.4)	73(100.0)	678(76.7)	184(20.8)	22(2.5)	884(100.0)
明治22	1889		68(87.2)	9(11.5)	1(1.3)	78(100.0)	698(76.6)	191(21.0)	22(2.4)	911(100.0)
明治23	1890		68(87.2)	9(11.5)	1(1.3)	78(100.0)	676(74.2)	212(23.3)	23(2.5)	911(100.0)

*『広島県統計書』による。

【表2】小学校種別児童数

年 度	賀 茂 郡					広 島 県				
	和 暦	西 暦	簡 易	尋 常	高 等	合 計	簡 易	尋 常	高 等	合 計
明治20	1887		人 %	人 %	人 %	人 %	人 %	人 %	人 %	人 %
明治21	1888		7,253(87.2)	956(11.5)	112(1.3)	8,321(100.0)	69,716(63.5)	36,717(33.4)	3,385(3.1)	109,818(100.0)
明治22	1889		9,366(82.9)	1,700(15.0)	235(2.1)	11,301(100.0)	74,534(64.3)	37,000(31.9)	4,307(3.7)	115,841(100.0)
明治23	1890		9,517(81.3)	1,887(16.1)	300(2.6)	11,704(100.0)	70,399(60.8)	40,137(34.7)	5,219(4.5)	115,755(100.0)

*『広島県統計書』による。

常小学校となる。制度上、尋常小学校の修業年限は、地域の実情に応じ、3年または4年を選択することができた。国近簡易小学校を前身とする板城西尋常小学校は、「修業年限ヲ三ヶ年ト定」めた。他の2校も3年制を採用した。

今回の国近簡易小学校から板城西尋常小学校への再編は、名称変更にとどまらない意味を有した。なぜなら、「茲に於テ本校モ本村公立トナリ」、この村立化は、従来の「本郡供通経済ヲ止メ」、「各村ニ尋常小学校ヲ設ケ維持スルハ其町村ノ義務ニ帰ス」ことを意味した。前述のように、板城西尋常小学校の前身は、「授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持」された小学教場、そしてその系譜をひく簡易小学校であった。したがって、旧村時代を通じ、村は単村で小学校設置義務をもたなかったし、村民は授業料を支払うことなく、子どもを小学校に通わせた。このたびの小学校の村立化におよび、自校で授業料を徴収し、その不足分は自身の村費をもって維持していくという、これまでに村や村民が経験したことのない事態を迎えることとなった。

その事態の困難さについて、『沿革誌』は「明治二十五年四月改正小学校令ノ全部施行セラルハヲ以テ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ帰シタルニ依リ普通教育モ漸次旺盛ニ至ル可キ筈ナルモ之ヲ實際ニ徴スルニ否ラズ、思フニ町村ニ於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独り教育事業ニ費事能ハザル情況ト又教育ノ事タル無形ニシテ其成績ヲ永遠二期スルモノナルニ依リ他事業ノ如ク眼前ニ於テ其効果ヲ見ル能ハザルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス」と書き留めている。町村の小学校設置義務化と教育費の受益者負担原則化の路線で地ならし的に小学校の公立化を進めようとする国の方策に対し、それに追従しうる財政面、意識面の両面での準備がない村の実態が浮き彫りである。同様の内容の記述が『下黒瀬尋常高等

小学校沿革誌』のなかにもある。これまでじゅうぶんな尋常小学校を設置できず、簡易小学校による代用が顕著であった賀茂郡の状況を考慮すれば、この方策と実態のずれは、板城村に限らず、郡域のかかりの村でもみられた事態であったであろうことが推察される。

〔進展〕このような国の方策と村の実態の不一致は、突然に修正されるものではない。むしろ、徐々に進展するあり方が実態にそくしており、「数年ノ前ニ比スレバ稍其面目ヲ改メルニハ相違ナカルベシ」状況を呈しつつあったという。現在のところ、これを詳細に検討しうる資料のめどがたたない。ここでは『広島県学事年報』を用い²⁾、基礎的な数値を補っておく。【表3】に示し、板城西尋常小学校に加え、板城村が抱える他の2校についても紹介した。なお、同資料から各校の情報を得ることができるのは、明治37(1904)年までである。

村立の板城西尋常小学校を足させた板城村とその村民にとって、何が緊要の課題であったか。第1は、村費と教育費の問題である。小学校の運営は、従来の「連合村費」や「郡供通経済」ではなく、板城村ひとりの村費をもってなすこととなった。この期間の板城村の歳入出報告書類が残存しないため、村費に占める教育費の割合を算出できない。村会議事録も欠く。「支弁スベキ費途多端」の財政下、教育費が村費をどれだけ圧迫したのか、あるいは圧迫しなかったのか、またどのような財政上の対応や工夫がなされたのか、不明である。いま、【表3】に示した教育費の実額を検討するしかない。表から確認できるように、郡内の各尋常小学校の歳費金額は拡大化傾向にあり、板城西尋常小学校と他の2校も同様であった。板城西尋常小学校の規模は、【表4】に示したその学区域戸数や児童数からすれば、郡平均をやや下回るものであったと思われる。そのため、歳費金額自体は、郡平均よりも少なくなる。保田区のみを学区域とする板城南

【表3】教育費支弁と授業料徴収の状況

年 度	板 城 村												賀 茂 郡				
	板 城 西 尋 常 小 学 校				板 城 東 尋 常 小 学 校				板 城 南 尋 常 小 学 校				尋 常 小 学 校 平 均				
和 暦	西 暦	児童数	歳費金額	児童1人あたり歳費金額	授業料額	児童数	歳費金額	児童1人あたり歳費金額	授業料額	児童数	歳費金額	児童1人あたり歳費金額	授業料額	児童数	歳費金額	児童1人あたり歳費金額	授業料額
明治25	1892	148	195	1.3	18	135	191	1.4	18	76	100	1.3	9	161.5	191.7	1.2	29.2
明治26	1893	133	132	1.0	—	111	95	0.9	—	82	62	0.8	—	155.3	244.7	1.6	33.1
明治27	1894	121	117	1.0	—	132	188	1.4	—	53	59	1.1	—	152.7	216.3	1.4	34.9
明治28	1895	188	140	0.7	—	179	140	0.8	—	73	78	1.1	—	159.3	254.9	1.6	33.8
明治29	1896	125	180	1.4	—	170	166	1.0	—	52	75	1.4	—	182.5	298.6	1.6	33.9
明治30	1897	69	211	3.1	12	83	211	2.5	9	40	155	3.9	—	134.7	305.8	2.3	36.7
明治31	1898	86	310	3.6	3	98	310	3.2	6	31	155	5.0	—	158.8	366.6	2.3	36.9
明治32	1899	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治33	1900	126	390	3.1	—	117	363	3.1	—	41	241	5.9	—	152.3	481.1	3.2	38.2
明治34	1901	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治35	1902	114	310	2.7	—	130	307	2.4	—	40	167	4.2	—	201.3	474.1	2.4	—
明治36	1903	118	316	2.7	—	126	318	2.5	—	52	173	3.3	—	146.2	448.5	3.1	—
明治37	1904	118	450	3.8	—	128	—	—	—	56	170	3.0	—	120.7	382.2	3.2	—

*『広島県学事年報』による。

尋常小学校は、なお少額である。これを児童1人あたりの額でみてみよう。結果なのか、意図なのか、判断できないが、板城村が比較的充実した教育費の支弁を進めたことがうかがえる。明治20年代、郡平均を下回ることが多かった児童1人あたりの教育費は、30年代以降、郡平均を上回るか、平均程度を維持するレベルとなる。他の2校も同様である。小規模校の板城南尋常小学校はその数値がとくに大きい。もっとも、この場合、児童1人にじゅうぶんな教育費をあてることができているとみるか、過大な教育費がかかってしまっているとみるか、見方はわかれよう。

【表4】学区の戸数と人口

年度	板城村						賀茂郡		
	板城西尋常小学校		板城東尋常小学校		板城南尋常小学校		尋常小学校平均		
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	
明治24	1891	269	1,210	271	1,358	115	580	372.1	1,822.7
明治25	1892	269	—	271	—	115	—	325.3	—
明治26	1893	269	—	271	—	115	—	332.1	—
明治27	1894	269	—	271	—	115	—	347.7	—
明治28	1895	242	—	264	—	111	—	334.7	—

*『広島県学事年報』による。板城南尋常小学校の数値は上黒瀬村からの委託分を含まない。

第2は、授業料徴収の問題である。「教育ノ事タル無形」のため、「熱心スルモノ少キ」という村の現状にもかかわらず、国は初等教育課程に受益者負担の原則をもちこんだ²³。授業料徴収に馴染みのない村民がこれにどう対応したか、興味深いところであるが、『治草誌』は何も記していない。『広島県学事年報』に掲載された断片的な数値が、板城村における授業料徴収の実施事実を伝える²⁴。板城西尋常小学校の場合、少なくとも3年間の授業料徴収が確認され、各年度とも郡平均よりも相当程度おさえられた額となっていることがわかる。明治25(1892)年度と同30(1897)年度の授業料額で、児童1人あた

り月額1銭あまりの徴収となる。明治25(1892)年の県の授業料規則は月額1銭以上30銭以下と定めていたから、最少額レベルである。徴収が確認できる最終の同31(1898)年度は、月額3厘に満たない。もっとも、授業料免除者が存在するであろうから、納付者1人あたりの額はもう少し大きいものとなることが見込まれる。また、この低くおさえられた授業料額は、比較的多額を支弁した教育費と補完関係にあるものと考えられよう。

〔整備〕板城西尋常小学校は、「其面目ヲ改メルニハ相違ナカルベシ」という明治25(1892)年以降、次第に教育体制をととのえていった。まず、この年、「二学級二編成」した。従来、同校は1学校1学級の単級学校であった。これが2学級からなる多級学校となった。これは「学級編成ノ規定ニ基」づく再編であり、「全校児童ノ数七十人以上百四十人未満ナルトキハ之ヲ二学級二編成スルコトヲ得」という規定であった。また、教員配置については、尋常小学校の場合、児童数70人未満の学級には正教員1人、70人以上の学級には正教員1人と准教員1人を配置する規定であった。同校では、単級学校であった明治22(1889)年、それまでの正教員1人体制をあらため、すでに正教員1人と正教員以外1人の教員2人体制をとった。これ以降、複数教員体制を堅持してきた。当時、教員不足が県域で慢性的に問題化しており、しばしば教育上の観点に経済上の事情が優先した²⁵。そのようななか、【表5】に示したように、2学級制の採用以降も、ほぼ複数教員体制を維持した²⁶。しかし、国が定める、正教員1人が1学級を担当する基準を満たすことは難しかったようである。同校は明治33(1900)年まで3年制、それ以降は4年制の尋常小学校であったから、教員が受けもつ学級は、複数年がひとつの学級をなす複式学級であった。板城東尋常小学校も同様であ

【表5】学級編制と教員配置の状況

年度	板城西尋常小学校						板城東尋常小学校						板城南尋常小学校					
	和暦	西暦	児童数	学級数	教員数			児童数	学級数	教員数			児童数	学級数	教員数			
					正	准	雇・代用			正	准	雇・代用			正	准	雇・代用	
明治24	1891	207	—	—	—	—	225	—	—	—	—	99	—	—	—	—		
明治25	1892	148	2	1	2	0	136	2	1	2	0	76	1	1	1	0		
明治26	1893	133	2	1	0	0	111	2	1	1	0	82	1	0	1	0		
明治27	1894	121	2	1	0	0	132	2	1	1	0	53	1	0	1	0		
明治28	1895	188	2	1	1	0	179	2	1	0	1	73	1	0	1	0		
明治29	1896	125	2	1	1	0	170	2	1	0	1	53	1	1	0	0		
明治30	1897	69	2	1	0	0	83	2	1	0	1	40	1	1	0	0		
明治31	1898	86	2	1	1	0	98	2	1	0	1	31	1	1	0	0		
明治32	1899	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
明治33	1900	126	2	1	1	0	117	2	1	0	1	41	1	1	0	0		
明治34	1901	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
明治35	1902	114	2	2	1	1	130	2	1	1	0	40	1	1	0	0		
明治36	1903	118	2	1	1	0	126	2	2	0	1	52	1	1	0	0		
明治37	1904	118	2	1	1	1	—	—	—	—	—	56	1	1	0	0		

*『広島県学事年報』による。なお、各校とも明治32(1899)年まで修業年限は3年、明治33(1900)年から4年となる。

る²⁷。のちに合併する板城南尋常小学校は、100人をこえない児童数であり、擬制家族的な性格をもつ単級学校を維持した。明治38(1905)年以降の資料は欠く²⁸。

つぎに、明治28(1895)年、板城西尋常小学校は「修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置」した。これは後述する。

さらに、明治33(1900)年、同校は「修業年限ヲ四ヶ年ト改メ」た。同年、「改正小学校令発布」があり、尋常小学校の修業年限は4年に統一され、これを無償の義務教育年限とする制度が確立した。同校の4年制への移行は、これに数ヶ月さきだつものであった。加えて、「女生徒ノ為メ裁縫科ヲ設置」した。尋常小学校は「修身・国語・算術・体操」を必修教科目とするほか、「土地ノ状況ニ依リ図画・唱歌・手工ノ一科目ヲ加ヘ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フルコト」が可能となった。これらの加設科目は「随意科目」であった²⁹。同年、県内の公立尋常小学校693校のうち、201校が加設科目を課し、裁縫200校、手工1校であった³⁰。板城西尋常小学校が加設した裁縫科はもっともポピュラーな教科目であり、広く県域でニーズがあったことがうかがえる。この裁縫科の加設が村内の女子教育振興にどのように影響したのかについて知りたいが、それを追う資料をもたない。同校の男女別就学者数が判明せず、女子就学状況も確認できない³¹。

そして、明治41(1908)年、板城西尋常小学校は「義務年限ヲ六ヶ年ニ延長」した。無償の6年制義務教育の開始である。しかし、延長された2学年にあたる「五・六年児童教育」は、すでに板城東尋常小学校に高等科を併置し、校舎も新築して発足していた「板城尋常高等小学校ニ依頼ス」ることとなった。『沿革誌』の記述はここで終了しており、板城南尋常小学校と合併するまでの約3年間の経過を伝えていない。明治44(1911)年、合併して新設された板城尋常小学校において、教員3人が1学級2学年ずつの複式学級3学級をそれぞれ担任し、加えて教員1人が裁縫科を専任し、全6学年151人の子どもの教育にあたっていたことが、『沿革誌』の継続記述から確認できる。

2. 『沿革誌』に関する若干の考察

(1) 視 点

後掲の参考資料からわかるように、明治28(1895)年の補習科設置と同32年(1899)年の地区別教育財政実施に関する記述箇所は特徴的である。編年体記述の流れのなか、それぞれ「修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置ス」と「学校経済分離許可セラレタリ」という当該年の事項を書きおくとともに、これに「理由」を付している。同校の沿革上、これらが画期的なことからであったため、このような書き方となっているのか、それとも書き手における記述上のぶれの問題にすぎないのか、よくわから

ない。しかし、いずれにせよ、書き手の何らかの意図は看取され、その意図は対象事項に対する何の意味づけもなく働くものではないであろう。以下、特徴的な記述がなされているふたつの事項をとりあげ、肉づけしうる参照資料はごく限られるが、若干の考察を加えたい。

(2) 補習科設置問題

明治28(1895)年、板城西尋常小学校は修業年限1年の補習科を設置した。その「理由」は「本校ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ナルヲ以テ本校卒業后他校ニ入校シ尋常四年ノ学科ヲ修業スルニ非レバ高等小学校ニ入校シ能ハザルノ不便アリ依テ補習科ヲ設ケ尋常科四年ノ定度ヲ以テ教授シ修業后直ニ受験ノ上高等小学校ニ入学セシムルヲ以テ目的トス」というものであった。したがって、その廃止は、明治33(1900)年、「修業年限ヲ四ヶ年ト改メ同時ニ」なされることとなる。

補習科の設置は、明治23(1890)年の第2次小学校令において認められた³²。補習科は尋常小学校と高等小学校を修了した児童に既修の主要な教科目を補習させる課程であった。修業年限は3年以内とされた。尋常小学校の同校が補習科でどのようなカリキュラムを実施したかは不明である。3年以内が認められた修業年限を1年とした理由は、3年制の同校にあつて、補習科1年をもって尋常科4年級相当にあて、高等小学校への進学に便宜をつけようとしたためであったことを指摘できる。

明治20年代おわり、【表6】に示したように、補習科を設置する尋常小学校が増加していた。明治27(1894)年以前の状況は確認できないが、明治28(1895)年度の『広島県学事年報』は「管内学事ノ状況」の一項として「補習科ノ状況」を載せ、「年々其数ノ増加ヲ見ル」と

【表6】尋常小学校補習科と尋常高等学校の設置状況

年 度	賀 茂 郡			広 島 県		
	尋常小学校	補習科設置校	尋常高等学校	尋常小学校	補習科設置校	尋常高等学校
明治28	71	—	0	786	171	18
明治29	70	25	0	760	196	25
明治30	66	22	3	747	190	35
明治31	64	8	4	726	132	50
明治32	—	—	—	716	73	65
明治33	63	—	5	693	17	77
明治34	—	—	—	698	20	84
明治35	61	—	7	699	27	90
明治36	57	—	10	690	—	105
明治37	51	4	15	677	38	112
明治38	50	—	16	677	41	115
明治39	51	—	18	656	32	135
明治40	44	3	20	636	31	151
明治41	—	—	—	594	8	155
明治42	—	—	—	549	2	178
明治43	40	0	18	527	5	188
明治44	39	0	19	503	4	210

*『広島県学事年報』、『広島県統計書』、『文部省年報』による。

述べている³³。板城西尋常小学校もその1校であった。そして、同年報は「総シテ三ヶ年尋常ハ四ヶ年間ニ四ヶ年尋常ニハ補習科ヲ設置セントシ補習科ノ設ケアル学校ハ之ヲ高等科ニ其階級ヲ高メントスルノ趨勢アリ、然レトモ是等ハ徒ニ其度ヲ高ムルヨリモ寧ロ現在ノ地位ニ於テ益々之カ充実ヲ計ルノ利アルヲ常ニ其緩急ニ注意セリ」とつづけた。板城西尋常小学校は、ここでいう「三ヶ年尋常ハ四ヶ年間ニ」というグループにあたる。同校が4年制の尋常小学校となるのはもっともおそい時期であり、制度的な修業年限延長を目前にひかえた段階でのことであった。また、のちの修業年限4年から6年への延長に際し、同校は第5・6学年児童の受け入れを他校に依頼した。同年報が指摘するような、「三ヶ年尋常」から「四ヶ年尋常」への昇格を果たし、さらに「高等科ニ其階級ヲ高メントスル」ことは、少なくとも板城西尋常小学校においては、めざす方向ではなかったように思われる。翌年度の『広島県学事年報』は「補習科」について「是等ハ主トシテ三ヶ年ノ尋常小学校ニアリテ四ヶ年尋常小学校ノ体ヲナセリ是全ク義務就学及経済上ニ於テ便利ナリト考フルカ如シ」と述べ³⁴、より地域の実態にそくした分析を示した。板城西尋常小学校における補習科の設置事情は、ほぼこれに相応しよう³⁵。

明治29(1896)年、県、郡ともに最多の補習科設置校を数え、翌年、減少に転じた。明治28(1895)年度以前の賀茂郡の数値を欠くが、明治23(1890)年から設置が認められていた補習科の、板城西尋常小学校におけるその設置は、決してはやい時期のものではなかった。むしろ、補習科設置動向のピークのなかでのものであったといえる。明治30(1897)年度の『広島県学事年報』は「補習科ノ状況」を「今後モ漸次減少スルノ傾アリ」と述べ、「補習科ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ニテハ之ヲ置キテ四ヶ年尋常ノ如クシテ四ヶ年尋常校ニテハ高等小学校初年級ノ如クス、然ルニ(…中略…)修業年限ヲ変更シ若シクハ高等科ヲ設置スルヨリシテ此補習科ヲ廃スルモノアルニ至レルナリ」と説明した³⁶。そのうえで「一般ニ該科ハ不振トナレリ」と概括した。明治30年代はじめ、同年報が述べる「不振」の補習科のなか、板城西尋常小学校はこの段階では補習科を維持した。「補習科ヲ設ケ尋常科四年ノ定度ヲ以テ教授」という設置理由をもつ同校の、4年制への移行は、もう少しさきのことであった。同校における補習科の設置意義はまだしばらく存在した。

この意義にかかわり、同年報が「而シテ該生徒(補習科生徒…筆者註)ハ三十年ニハ二千二百五十一アリテ前年ニ比シ一千三百十一人ノ減少アリ、是等ハ高等小学校増加ノ為メ去リテ高等小学ニ入り」とも述べていることに着目しておこう。【表6】からも看取されるように、補習科設置校の顕著な減少傾向に対し、尋常高等小学校の

増加傾向は明らかである。同年報は別に「(高等科…筆者註)併置及高等小学校ノ増加シタルハ全ク教育進歩ノ必要ニ迫ラレタルニ由レルナリ」、「尋常科ヲ終リタル生徒ニシテ進ンテ高等科ニ入ラントスルモノ益々多キヲ加フル」という現況を紹介している。前述のように、板城西尋常小学校が補習科を設置したのも、「本校ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ナルヲ以テ本校卒業後他校ニ入校シ尋常四年ノ学科ヲ修業スルニ非レバ高等小学校ニ入校シ能ハザルノ不便」があったためであった。県域でみられた高等小学校への進学熱の高まりのなか、同校卒業生の補習科への進学状況、さらに補習科から高等小学校や高等科併置校への進学状況がどのようなものであったのか、興味深い問題である。同校の補習科設置時期を考慮すれば、板城村にあらわれた上位機関への進学要求はとくにははやい時期のものであったとは考えにくい。また、特色的な進学動向が展開された旨もこれまで聞かない。板城村の先進性や特殊性を強調するよりも、農村地域一般の典型例のひとつを板城村の動向にみたいと思う。しかし、現在の調査段階では、他の2校も含め、同村の進学状況を追う資料の残存を知らない。ここでは、間接的・状況証拠的な数値の紹介とならざるをえないが、周辺地域の高等小学校と高等科併置校の児童数の推移を示した。『広島県学事年報』がいう「従来高等小学校ハ有力ノ学校ナリシモ唯一郡ニ一ニヶ所ニ過キサリシ」存在であり、はやくから遠方入学者がみられた賀茂高等小学校(明治19年創立)の³⁷、明治28(1895)年以降の児童数の伸びがたしかに確認される。板城村の人びとにとっては、翌年の中黒瀬村における黒瀬高等小学校の開校も進学意欲を促進させる契機となったのではないだろうか。推測するならば、明治30年代、これらの高等小学校や高等科併置校の児童として、板城村出身者が他村出身者とともに机をならべる機会が増えつつあったのではないだろうか³⁸。

【表7】周辺高等小学校・尋常高等小学校の児童数

年 度	賀茂 高等小 (西条町)	黒瀬 高等小 (中黒瀬村)	板城尋常 高等小 (板城村)	上黒瀬尋常 高等小 (上黒瀬村)	合 計
和暦	西暦				
明治24	1891	人	人	人	人
明治25	1892	340	—	—	340
明治26	1893	327	—	—	327
明治27	1894	323	—	—	323
明治28	1895	596	—	—	596
明治29	1896	453	98	—	551
明治30	1897	465	126	—	591
明治31	1898	455	182	—	637
明治32	1899	—	—	—	—
明治33	1900	449	170	—	619
明治34	1901	—	—	—	—
明治35	1902	594	176	—	770
明治36	1903	631	174	—	805
明治37	1904	580	164	38	826

*『広島県学事年報』、『広島県統計書』による。

(3) 地区別教育財政実施問題

明治32(1899)年、板城村は「学校経済分離」を採用した。その「理由」は「本村ニハ東西南ノ三小学校アリテ全村共通費ヲ以テ維持シ来タリタルモ各区共経済共通ノ不便ヲ感ジ村会ノ決議ヲ以テ経済分離出願ヲナシ茲ニ許可セラレタル所以ナリ」というものであった。この記述ぶりからすると、今回の「学校経済分離」の決定は突然のものではなく、これ以前から「各区共経済共通ノ不便ヲ感ジ」ていたようである。村会の議題にもしばしば挙がっていたのであろう。おそらく「経済共通」の教育財政は、村長が共同事務管理者となり、村会が各校の児童数などに応じて教育費を定め、「全村共通費」からそれぞれ各区に配付していたものと思われる。この場合、各区の村費負担額と教育費配分額は必ずしも割りの一致をみなかったであろうから、経費の負担や配分をめぐる、各区に不公平感が残るものであったことは想像できる。また、旧5村からなる村構成が背景にもあろう。「東西南ノ三小学校」を抱える板城村における「経済共通」から「経済分離」への切りかえは、興味深い問題を含んでいる。板城村に「経済分離」が導入され、各区は弾力的な教育費の支弁をはじめたのか、あるいは硬直的な支弁に陥ったのか。しかし、さきにもふれたように、村役場資料の散逸のため、これを検討する資料となる村会議事録類や歳入出報告書類はほとんど残っていない。まえに【表3】に掲げた教育費実額の考察からも判明することは少ない。

いま、関係する資料は、板城南尋常小学校が所在した保田区の明治39(1906)年度、同40(1907)年度、同42(1909)年度の歳入出決算書と同43(1910)年度のその残簡がわずかに残る³⁹。これらの資料は、その年次から明らかなように、4点とも「学校経済分離許可」後のものである。したがって、「経済共通」から「経済分離」への舵とりが各区と各校にどのような影響をあたえたかを論じる素材にはならない。板城南尋常小学校は、明治44(1911)年、板城西尋常小学校と合併することとなる。ここでは、合併直前の同校を有する保田区の教育財政事情を跡づける作業を行う。

【表8】はつぎの諸点を示す。第1は、教育費決算額の増大である。はじめ教育費は予算額をこえない決算額にとどまっていた。これが予算を上回る決算に転じる。第

【表8】保田区における教育費の支弁状況

年 度	区 費	教 育 費		区費に占める 教育費の割合			
		予 算	決 算	予 算	決 算		
明治39	1906	円 284,840	円 235,350	円 202,840	円 175,070	71.2%	74.4%
明治40	1907	311,400	273,957	202,840	194,960	65.1%	71.2%
明治41	1908	-	-	-	-	-	-
明治42	1909	320,600	348,352	202,840	238,840	63.3%	68.6%
明治43	1910	-	-	-	262,840	-	-

*保田・開地屋文書による。

2は、区費規模に対する教育費規模の縮小である。区費に占める教育費の割合は小さくなった。区費から支弁する教育費を引き締める施策をとりつつも、実際にはその予算額をこえる決算を強いられていた。第3は、区費に占める教育費の割合でいえば、当初から区が支弁を予定した教育費率を実際の決算のそれはこえており、決して健全とはいえない教育財政の展開があったことである。

板城村が採用した「経済分離」の方策は、他地区との軋轢を排し、地区とそれが維持・運営する小学校の結びつきを強める利点があったと思われる。しかし、明治末期の保田区の教育財政事情にみられるように、地区によっては苦戦したことが推察される。付言するならば、同区の教育費予算額を決算額が上回った42(1909)年度は、板城南尋常小学校の教員を増員した年度であった。明治29(1896)年以後の正教員1人配置を改善し、正教員1人と准教員1人の都合2人を配置した。教育の質の充実は、その前提としての財政的裏づけなく、たやすく達しうるものではなかった現実が浮かびあがる。

明治44(1911)年、同校は板城西尋常小学校と合併し、板城尋常小学校を開校した。小学校の統合と学区拡大は、1校あたり戸数と人口の増加をもたらす、財政的基盤を大きくする。保田区は、単区による小学校の維持を断念し、区民1人あたりのより少ない負担で1校あたりの教育費の増大を実現しうる、板城西尋常小学校との合併に踏み切った⁴⁰。同区の「明治四十五年度歳入出予算表」は、もう「教育費」の項目を載せていない。

おわりに

以上、『沿革誌』にもとづき、板城西尋常小学校の沿革をたどりつつ、板城村の初等教育事情に関する若干の考察を加えてきた。

本稿を通じ、(1)『沿革誌』の作成と伝来の経緯、(2)学制期における初等教育機関の創業、(3)教育令期の地域における初等教育の混乱と再編、(4)小学校令期における村による初等教育機関の維持と運営、(5)地域の初等教育機関における補習教育課程の意義、(6)地域の教育財政事情などの諸問題を検討した。しかし、それぞれ(1)郡レベルにおける学校沿革誌類の作成状況、(2)進級判定試験の実施状況、近代教科書の使用状況、(3)簡易形態の初等教育機関に対する村民のニーズや見方、(4)授業料徴収に対する村民の反応、男女児童の就学動向の推移、(5)尋常小学校卒業生の補習科の利用実態、(6)地区別教育財政実施の経緯と課題などの諸点を明らかにするにはいたらなかった。なかでも、5点目に関し、尋常小学校卒業生が上位教育機関への経路としての補習科をどのようにとらえ、これを経由し、いかに上位教育機関への進学を果たしたのか、あるいは果たしえなかったのか、追求すべき課題

である。また、6点目にかかわり、村内の地区レベルの行政体が自由裁量度の高い教育財政機能を得たとき、どのような教育費の充当施策をとったのか、弾力的な支弁をなしたのか、硬直した支弁におわらざるをえなかったのか、迫りたい課題である。これらの残された課題、すなわち実態面の解明は、前稿でも指摘したように、学校沿革誌類を主資料とする以上、どうしても資料的な限界がある。しかし、これを豊富に補う他の関連資料の残存を期待することは、少なくとも板城村の場合、かなり厳しい。

筆者は、今後も学校沿革誌類の調査を進め、同資料にもとづく地域の初等教育事情の究明作業を継続していくことを考えている。学校沿革誌類の資料的限界を認識しつつ、この作業を試みるのは、つぎの意図からである。おそらく少なくない地域がそうであると思われるが、とりわけ豊かな学校資料や学事資料が伝来せず、従来、教育史的解明が遅れていた地域の、その教育的営為に少しでも光をあてたいと考える。今回、とりあげた板城村と板城西尋常小学校の事例も、その意図もとの作業の一環である。今後、学校沿革誌類の調査を賀茂郡域、広島県域に広げ、断片的・縫合的ながらも個々の事例をつみあげていくとともに、それらの事例の蓄積から結ばれうるであろう、より広域的・鳥瞰的な像の照射を試みたい。

〈註〉

- 1 拙稿「近代日本農村の初等教育事情——広島県賀茂郡下黒瀬村の事例——」『鳴門教育大学研究紀要』18, 2003年。
- 2 代表的な先行研究の紹介は、前掲の拙稿においてすでに行った。ここではこれを省略する。
- 3 たとえば、近年、藤沢市は、藤沢市教育文化センター編『藤沢市教育史』（藤沢市教育委員会、2000年）を公刊し、その『史料編』6において学校沿革誌類への積極的な着目から全文紹介を行っている。また、鎌ヶ谷市郷土資料館編『鎌ヶ谷市史』資料集18（鎌ヶ谷市教育委員会、1999年）も「小学校沿革誌」を特集し、幅広く紹介している。
- 4 以下、『沿革誌』と略す。本稿は、黒瀬町で進められている町史編さん事業の研究成果の一部である。
- 5 『板城村郷土誌』、国近区有文書。同文書は黒瀬町史編さん資料の一部である。なお、以下の本稿における引用文の読点と並列点は必要に応じて筆者が付した。漢字は原則として常用漢字を用いた。異体字と略字は正字にあらためた。以下の引用文も同様である。
- 6 『板城村郷土誌』によれば、大正年間当時、「農ヲ以テ主業トナス、然レドモ中ニハ工商ヲ営ムモノアリ」、「農業者」の「人員三千三百七十一人」に対し、「商業者」の「人員八十四名」、「工業者」の「人員九十七名」であった。「重ナル産物」は、主産の米麦のほか、粟、大豆、小豆、蚕豆（空豆）などの豆類、甘藷、馬鈴薯、青芋などの芋類、煙草、粟などがあつた。「副産物」には、材木、白土、松茸、縄が挙げられている。なお、近年の人口増加が顕著な東広島市に隣接し、かつ同市と呉市を結ぶ主要道路が縦貫するこの地域は、都市近郊農業地域としての性格を強めつつある。周辺都市のベッドタウン的役割も担い、住宅団地や工業団地の建設が進み、旧住民と新住民の混住化が進行している。勝部真人・阿部英樹編『黒瀬町史』環境・生活編、黒瀬町、2003年、参照。
- 7 現在、黒瀬町は平成17（2005）年の東広島市との合併を予定している。
- 8 同資料を用いた刊行物は、藤原主『黒瀬町教育史』（黒瀬町乃美尾在時農村文化研究所、1977年）、板城西小学校記念誌編集委員会編『創立130周年記念誌板城西小学校のあゆみ』（板城西小学校記念誌編集委員会、2003年）などがある。
- 9 現在、『沿革誌』を保管する板城西小学校は、同資料を含む書類綴りに「開校以降学校沿革誌」の標題をつけた新たな上表紙を付し、こんにちまでの沿革を書き記す作業を継続している。途中、とくに大正期から昭和初年にかけて、記述のとのわかない時期があるものの、近現代の同校の歴史を回顧する基本資料として重要である。
- 10 広島県立図書館所蔵『明治三十二年自一月至十二月広島県訓令』、参照。
- 11 もっとも、板城西尋常小学校時代を通じ、当初の構成にもとづく記述が維持されたわけであるから、県の指示があつたのちも従来の構成をくずしていないこととなる。この理由は明らかでない。なお、推測の域をでないが、同資料の作成の着手が明治32（1889）年以前ならば、作成者は明治38（1905）年まで在職した荒谷石太郎校長、それ以後ならば、荒谷校長のあとをうけた吉川英生校長の可能性が高いと思われる。ちなみに、『板城村郷土誌』によれば、明治43（1910）年、この両人は、教職に精励したその労が評価され、賀茂郡新民会からともに表彰されている。また、『沿革誌』の巻頭に「(旧)学校沿革誌」の貼り紙がある。いつこの貼り紙が付されたのか、あるいは「学校沿革誌」の標記に「(旧)」の文字のみがあとから書き加えられた可能性もあり、そうであるとすれば、それはどの時点でのことであつたのか、現時点では明らかにできない。なお、高野修「藤沢市教育史史料編第六巻（学校沿革誌）解説」（前掲、註3『藤沢市教育史』史料編6, pp.11-29）が藤沢史域に伝来した学校沿革誌類の歴史的経緯を考察しており、参考となる。

- 12 『沿革誌』に「(明治…筆者註) 十四年六月甲乙丙号ノ学事表ヲ規定セラレ甲号表九式ニ別チ学校ニ於テ調査シ其他八官衙ニ於テ調査セラル、此ニ於テ教育上ノ統計稍備ハレリ」との記述がある。県や郡に提出した調査書類の下書きや控えなどの残存が期待されるが、現段階ではみつかっていない。
- 13 以下の本稿における引用文は、ことわらない限り、『沿革誌』の同部分からの引用である。なお、この全文を参考資料として後掲した。
- 14 内閣文庫所蔵『広島県史料』11(雄松堂マイクロフィルム版)。なお、同資料によれば、同館の開校は明治7(1874)年となっている。のちの板城西尋常小学校の学区における他校の開校は、国近森近村の明新館(男児45人、女児11人)、小多田村の遷新館(男児65人、女児11人)が確認される。
- 15 『文部省第二年报』, 1874年, p.410, 参照。なお、詳細は定かでないが、同資料は興讓館の「一月毎生受業料」が8円50銭であったことを記している。創業当初、同館は、学制の受益者負担原則にもとづき、授業料を徴収していたようである。また、「扶助金配当額」の掲載があり、5円4銭であった。翌年以降、同館の「受業料」は「無」となった。一方、「扶助金配付額」は上昇し、12円87銭となった(『文部省第三年报』2, 1875年, p.567, 参照)。なお、同年报は、同館の「設立」について、上述の『広島県史料』と同様、明治7(1874)年としている。
- 16 広島県編『広島県史』近代1, 広島県, 1980年, pp.534-535, 参照。
- 17 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』3, 教育研究振興会, 1974年, pp.530-548, 参照。
- 18 同年の記述として、「一村ノ協議費」に加え、「年々国庫ヨリ教育補助金ト称シテ下附」があったことが確認される。詳細は判明しないが、校舎新築の経済的根拠のひとつとなっていたようである。
- 19 前掲, 註15『文部省第三年报』2, p.565-569, 参照。しかし、同資料には「興讓館」の名称で記載があり、「新築」ではなく、「借用」と分類している。
- 20 文部省編『学制百年史』資料編, 文部省, 1972年, p.30。
- 21 板城東尋常小学校は森近簡易小学校を前身とし、西里小学教場、森近小学校、馬木小学校と遡る(西条町誌編纂室編『西条町誌』西条町, 1971年, pp.529-530, 参照)。板城南尋常小学校の前史はよくわからない。
- 22 国立国会図書館所蔵。以下、同様である。
- 23 なお、明治33(1900)年、「改正小学校令発布セラレ」、「授業料ノ収入ニ関スル部分ハ明年四月一日ヨリ施行セラル、事トナレリ」との記述が『沿革誌』にある。この「授業料ノ収入ニ関スル部分」は、義務教育段階における授業料の不徴収の規定が内容である。ここでいう「改正小学校令」、すなわち第3次小学校令をもって授業料徴収の原則は廃された。
- 24 板城南尋常小学校の場合、明治25(1892)年度の1回のみ、他の2校でもわずか3回の授業料額の掲載は、統計の不備によるものと断じることはできない。明治26(1893)年、「市町村会ノ議決ニ依リ府県知事ノ許可ヲ得ルニ於テハ尋常小学校ノ授業料ヲ免除シ得ルコトヲ発令セラル」ことを『下黒瀬高等尋常小学校沿革誌』は記している。板城村の3校が授業料免除の許可を得ていた可能性もある。しかし、これを確認できない。
- 25 前掲, 註16『広島県史』近代1, p.1133, p.1136, 参照。
- 26 1教員2学級の教員不足の時期、二部教授を行ったことが考えられるが、『沿革誌』中、それに関する記述はない。
- 27 明治37(1904)年、板城東尋常小学校は高等科を併置し、板城尋常高等小学校となる。
- 28 合併した明治44(1911)年以降の板城尋常小学校時代については判明し、3学級4教員制をとる。同校は6年課程であるから、複式学級である。6学級6教員制をとり、複式学級制から1学年1教員制へ移行するのは昭和10(1935)年のことである。
- 29 前掲, 註20『学制百年史』資料編, p.101, 参照。
- 30 『明治三十三年度広島県学事年報』, 1902年, p.5, pp.12-13, 参照。
- 31 なお、同校は、明治37(1904)年、「裁縫科ヲ中止」した。そして、ふたたび明治40(1907)年、「裁縫科ヲ加設ス」るにおよんだ。明治42(1909)年、裁縫は、図画、唱歌とともに必修教科目となった。明治44(1911)年の合併後の板城尋常小学校時代も裁縫科を設置し、担当教員を配置した。
- 32 補習科に関する研究は、近年、柏木敦「初等教育期間の延長過程とその形態——尋常小学校補習科の展開を通して——」(『日本の教育史学』45, 教育史学会, 2002年)、同「“義務教育期間”の定着過程における小学校補習科の機能——近代日本におけるライフサイクルの変容過程に着目して——」(『教育学雑誌』35, 日本大学教育学会, 2000年)などの成果がある。「初等教育期間」や「義務教育期間」の延長や定着を主題とする論考である。
- 33 『広島県学事年報』, 1897年, p.13。
- 34 『広島県学事年報』, 1898年, p.10。
- 35 従来、尋常小学校補習科の位置づけの問題は、高等小学校の代替機能の側面から論じられることが多かった(国立教育研究所編『日本近代教育百年史』4, 教育研究振興会, 1974年, pp.136-137, 参照)。上位機

関の代替機能を担う補習科のあり方の議論と同様、4年義務教育制度の未確立期、補習科をもって「三ヶ年ノ尋常小学校ニアリテ四ヶ年尋常小学校ノ体ヲ」なそうとした地域の初等教育の実態があったことにも、もっと留意されてもよいのではないだろうか。

- 36 『広島県学事年報』, 1899年, pp.13-14。なお、明治31(1898)年度の『広島県学事年報』は「高等小学校ニ入学スルモノ漸次多ク」なったことを伝えるものの、補習科に関する言及は行っていない。次年度以降もその言及はない。
- 37 前掲, 註21『西条町誌』, pp.515-516, 参照。
- 38 ごく断片的な記事であるが、明治35(1902)年、板城村から黒瀬高等小学校への組織的・集団的な入学があったことがうかがえる。前掲, 註8藤原書, p.80, 参照。
- 39 「広島県賀茂郡板城村保田区明治三十九年度歳入出総計決算報告」, 「広島県賀茂郡板城村保田区明治四拾年度歳入出精算報告書」, 「広島県賀茂郡板城村保田区明治四十二年度歳入出予算表」, 「明治四十三年度保田区費歳入出予算増加」の4点である。以上、保田・開地屋文書。同文書は黒瀬町史編さん資料の一部である。
- 40 もっとも、板城村が採用した「経済分離」が、保田区を板城西尋常小学校との合併にむかわせた同区固有の要因となっていたかは、断言できない。当時、一般に国や府県は、乱立する尋常小学校を整理し、学区を広域化し、初等教育機関としての一定程度の規模と水準を維持することを積極的に構想し、これを勧奨していたからである。

【資料紹介】

以下、『沿革誌』のうち、本稿でとくに参照した「組織之沿革」を紹介する。なお、文中の読点と並列点は必要に応じて筆者が付した。漢字は原則として常用漢字を用いた。異体字と略字は正字にあらためた。

板城西尋常小学校沿革誌

組織之沿革

我国古来藩学郷学ノ制アリト雖モ概ネ土人以上ノ子弟ヲ養成スルニ止マリテ四民均シク入学シ得ルモノハ独り私塾ト寺子屋アルノミ、本村モ各所ニ寺子屋ナルモノアリテ僅カニ習字算術ノミ教授ヲ受クルニ止マレリ、然ルニ維新以来政府専ラ意ヲ教育ニ注ギ明治三年二月大学ニ於テ大中小学ノ規則ヲ定メ明治四年七月文部省ヲ創設シ全国ノ教育ヲ統撰スルニ及ビテ学事ノ形勢茲ニ一変シ明治五年八月学制ヲ頒布シテ大ニ普通教育ヲ振起セリ、之ニ

於テ乎邦内至ル所漸次ニ学校ヲ設立シ日ニ増シ月ニ盛ニ教育ノ普及ヲ図リシヲ以テ我村モ亦此学制ニ基キ明治五年十月本村大字国近ニ一ノ学校ヲ設立シ興讓館ト称ス、是本校ノ嚆矢ナリ

興讓館ハ下等小学ニシテ其教科ハ左ノ如シ

単語単句ノ(讀)・読本ノ読方・修身・算術・習字・地理・養生法ノ口授・読本ノ輪講・物理学・作文等トス

而シテ其課程ヲ八級トシ毎級修業ハ六ヶ月ト定メ学齡児童ノ初メテ入学セシモノヲ八級トシ次第ニ進テ一級ニ至リ全科卒業スルニハ四ヶ年ヲ要ス、之ヲ下等小学ノ修業年限トス

本館ハ別ニ校舎ノ設ケナク木原眞昭ノ家屋ヲ借テ校舎トス、此ニ於テ明治七年三月字長通ト云ヘル地ニ校舎ヲ新築シ長通公立小学校ト改称セリ

明治七年小学校々則及ビ教則ヲ制定セラル、其教科用図書ハ左ノ如シ

五十音図・以呂波図・単語図・連語図・濁音図・半濁音図・色図・日本数字図・算用数字図・羅馬数字図・加減乗除算九々図・単語篇・学問ノ勸メ・啓蒙天地文・地球儀・窮理問答・天変地異・窮理図解・道理図解・地理初歩・日本国尽・世界国尽・日本地図・万国地図等ナリ

而シテ教育ニ要スル經費ハ総テ一村ノ協議費ヲ以テ之ヲ支弁セシモ教育ノ進歩ヲ謀ルカ為メ年々国庫ヨリ教育補助金ト称シテ下附セラレタリ

明治八年七月ヨリ教科用書トセラレタル書目ハ左ノ如シ

小学読本・三字経・大統歌・小学算術書等ナリ

明治九年二月ヨリ教科用書トセラレタル書目左ノ如シ

日本地誌略・万国地誌略・日本史略・万国史略等ナリ

明治十一年九月本県小学校教則及校則ヲ発布セラル、其課程ヲ上下二等ニ分チ下等ハ八級上等ハ四級トシ毎級六ヶ月ノ修業トス、而シテ試験ヲ三様ニ分チ一ヲ尋常試験ニヲ定期試験トシ三ヲ卒業試験トス、尋常試験ハ毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科卒業ノ終リニ之ヲ行ヒ各級ニテ学修セシ所ヲ試験スルモノニシテ毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得ルモノヲ級第トシ以下ヲ落第トス、其教科目ハ左ノ如シ

読物・講議・書取・画学・作文・習字・算術(讀)等ナリ

明治十二年九月学制ヲ廢シ更ニ教育令ヲ発布セラル、是ヨリ小学校ニ関スル法規ハ其主意ニ從ヒ変更セラル、今其課目ヲ挙クレバ

読書・習字・算術・地理・歴史・修身ノ初歩之ヲ必修科ト定メ土地ノ状況ニ從ヒ畷画・唱歌・体操・物理・生理・博物ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為メニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得トアリ

其他百般ノ改正アリタルモ要スルニ教育令ノ精神タルヤ地ニ都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ差アリ其状態ニ依リテ法律

ノ範圍ヲ広メ成ルヲ人民ニ責メ其大綱ヲ總攬スルコトヲ期セシモノナリ、然ルニ^マ當事人民未ダ向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ自由教育ノ説起リ其極小学校ニ関スル諸般ノ事情頗ル頹弛崩解殆ト收拾ス可ラザルノ境遇ニ至レリ、然レドモ国家ノ盛衰ハ専ラ教育ノ弛張ニ関スルヲ以テ政府之ガ督励ヲ施セシニ依リ其甚シキニ至ラザリシハ幸ナリシ

明治十三年十二月改正教育令頒布セラル

同十四年五月改正教育令ニ基キ小学校教則綱領ヲ規定セラル

同十四年六月甲乙丙号ノ学事表ヲ規定セラレ甲号表九式ニ別チ学校ニ於テ調査シ其他ハ官衙ニ於テ調査セラル、此ニ於テ教育上ノ統計稍備ハレリ

同十五年四月教則綱領ニ基キ小学校教則及試験規則ヲ定メラル学科ヲ分チテ初等科中等科高等科ノ三トス、初等科ハ修身・読書・習字・作文・算術ノ初歩及唱歌・体操トシ中等科ハ地理・歴史・図画・博物・物理・農業・商業・裁縫等ヲ加ヘ高等科ハ中等科ニ準ズ、而シテ学期ハ初等中等ハ各三ヶ年高等科ハ二ヶ年トシ学級ハ初等中等ハ各六級トシ高等科ハ四級トシ毎級六ヶ月ノ修業トス、試験ヲ分チテ月次定期大試験ノ三トス、月次試験ハ毎月末之ヲ行ヒ定期試験ハ每学期末之ヲ行ヒ大試験ハ毎等科最後ノ学期末ニ於テ施行スルコトナレリ、本校ハ初等科中等科ヲ併置ス

同十五年九月^マ始メテ小学校生徒賞与規則ヲ定メラレ奨励優等試験ノ賞与并ニ年末賞与法等施行セラル

明治十六年五月小学校教則同試験規則中数項ヲ改訂セラル、則チ試験ノ月次ヲ日課定期ヲ進級ト改メ日課試験ハ凡四週間毎ニ之ヲ行ヒ進級試験ハ毎週ノ課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行シ別ニ大試験ナルモノアリテ初等科若クハ中等科高等科等ノ課業ヲ終リタル時之ヲ行フモノトス明治十八年七月公立小学校教則及ビ試験規則ヲ改定セラル、モ大同小異ニシテ只中等及ヒ高等両科ニ礼節ノ一科加フルノミ

同年八月再ヒ改正ノ教育令ヲ頒布セラル、本令ニ於テハ小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ補足シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間ノ教授ヲ施ス所トシ小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得セシムル所トス、而シテ本郡内ヲ一学区トシ郡長之ヲ管理シ学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置セラル、茲ニ於テ本校ハ長通小学教場ト改称セリ

明治十九年九月小学校則ヲ改正セラル

同年十月小学校教則ニ改定セラル小学ハ児童ヲシテ徳性ヲ修養シ身体ヲ發育シ将来ノ生活上ニ要スル普通ノ智識ヲ得セシメ善良ノ臣民タルベキ地ヲ得セシムルヲ以テ目的トス、而シテ小学科ヲ尋常高等簡易ノ三種トシ高等小学科ハ修身・読書・作文・習字・算術・地理・歴史・理

科・図画・唱歌・体操・裁縫(縫^マ)トス、土地ノ状況ニ依リ英語・農業・手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得、唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ゲナシ、尋常小学科ハ修身・読書・作文・習字・算術・体操トス、土地ノ状況ニ依リテハ図画・唱歌・体操ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得、小学簡易科ハ読書・作文・習字・算術トス、修業年限ハ高等及尋常ハ各四ヶ年トシ簡易科ハ三ヶ年トス明治二十年四月ヨリ改正教則ヲ実施セラル、之ニ於テ本校ハ校名ヲ国近簡易小学校ト改ム、其教科用書ハ左ノ如シ

簡易読本・作文楷梯・尋常小学習字帖(^マ練習一冊)・珠算全書・同附図・珠算初歩・戸外遊戯法等ナリ

明治二十二年二月小学校生徒人物査定法ヲ定メラル

同二十三年九月生徒ノ人物査定法ヲ廃止セラル

明治二十三年十月改正小学校令ヲ頒布セラル

同二十四年四月地方学事通則及小学校令中幾部実施セラル、ヲ以テ小学区ヲ廃シ随テ本郡^マ供通経済ヲ止メ各村ニ尋常小学校ヲ設ケ維持スルハ其町村ノ義務ニ帰ス、茲ニ於テ本校モ本村公立トナリ名称ヲ板城西尋常小学校ト改メ修業年限ヲ三ヶ年ト定ム

明治二十四年十一月改正小学校令ニ基キ小学校教則大綱令、学級編成ニ関スル規則、小学校毎週教授時間ノ制限、随意科目ニ関スル規則、補習科ノ教科目及修業年限ノ諸規則ヲ頒布セラレタリ

明治二十五年二月学齡児童就学及家庭教育ニ関スル規則、児童出席停止規則及小学校校舍校地校具体操場等設備ニ関スル規則ヲ頒布セラル

明治二十五年三月小学教則ヲ改定セラル、此教則ハ三十七条ヲ以テ編成シ之ヲ六章二分ツ、第一章ハ小学校ノ本旨(則小学校ハ児童身体ノ發育ニ留意シ道徳教育及国民教育ノ基礎并ニ其生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス)ヲ遵奉シテ児童ヲ教育スベキコトヲ明示シ又各教科目ノ教授要旨方法程度ヲ詳悉セリ第二章ハ学年及授業時間小学校課程表第三章ハ教授細目教授週録及ヒ性行録ヲ製シテ教授訓練上ノ参考ニ供スベキ旨ニ規定セラル第四章ハ試験規定ニシテ第五章ハ証書規定第六章ハ補習科規定ナリ、而シテ同時ニ小学校校則ヲモ改定セラル、此校則ハ十四条ヲ以テ編成シ之ヲ四章二分ツ、第一章ハ入退校ノ規定第二章ハ生徒心得第三章ハ生徒懲罰規定第四章ハ休業日ノ規定等ナリ

明治二十五年四月改正小学校令ノ全部施行セラル、ヲ以テ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ帰シタルニ依リ普通教育モ漸次旺盛ニ至ル可キ筈ナルモ之ヲ實際ニ徴スルニ否ラズ、思フニ町村ニ於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独り教育事業ニ費事能ハザル情況ト又教育ノ事タル無形ニシテ其成績^マヲ永遠二期スルモノナルニ依リ他事業ノ如ク眼前ニ於テ其効果ヲ見ル能ハザルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス、然レドモ之ヲ数年ノ前ニ比スレバ稍

其面目ヲ改メルニハ相違ナカルベシ

同年同月学級編成ノ規定ニ基キ本校ハ二学級ニ編成セリ

同年四月教科書改正セラル、其書目左ノ如シ

尋常小学修身書・日本読本・珠算教科書・新定作文書等ナリ
明治二十八年四月教科書改正セラル、其書目左ノ如シ

尋常日本修身書・尋常新読本

同年同月 修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置ス

理由本校ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ナルヲ以テ本校卒業后他校ニ入校シ尋常四年ノ学科ヲ修業スルニ非レバ高等小学校ニ入校シ能ハザルノ不便アリ依テ補習科ヲ設ケ尋常科四年ノ定度ヲ以テ教授シ修業后直ニ受験ノ上高等小学校ニ入学セシムルヲ以テ目的トス

明治三十二年 学校経済分離許可セラレタリ

理由本村ニハ東西南ノ三小学校アリテ全村共通費ヲ以テ維持シ来タリタルモ各区共経済共通ノ不便ヲ感ジ村会ノ決議ヲ以テ経済分離出願ヲナシ茲ニ許可セラレタル所以ナリ

明治三十三年四月教科書改定セラル、其書目左ノ如シ

尋常小学修身書・尋常小学読本・新撰小学習字帖・尋常国民新算術書等ナリ

同年同月修業年限ヲ四ヶ年ト改メ同時ニ補習科ヲ廃止ス
同三十三年八月改正小学校令発布セラレ同九月一日ヨリ施行セラル、但小学校ノ教科目并ニ教則及授業料ノ取入ニ関スル部分ハ明年四月一日ヨリ施行セラルハ事下ナレリ

同年八月三十一日本校女生徒ノ為メ裁縫科ヲ設置ス

同三十四年四月一日ヨリ改正小学校令全部施行セラル

明治三十五年四月ヨリ教科書ヲ改正セラル其書名左ノ如シ

尋常国語読本・新撰国語習字帖等ナリ

明治三十七年四月教科書ヲ改定セラレ国定教科書トシテ文部省ニ於テ編纂セラル其書名左ノ如シ

尋常小学修身書・尋常小学読本・尋常小学書キ方帖等ナリ

同年四月ヨリ本校既設ノ裁縫科ヲ中止セルコト、ナレリ

明治三十九年四月一日ヨリ尋常小学修身書ヲ改正ノ複式甲乙篇ヲ使用ス

同四十年六月ヨリ裁縫科ヲ加設ス

同四十一年四月一日ヨリ義務年限ヲ六ヶ年ニ延長セラレタリ

同四十一年四月一日五・六年児童教育ヲ板城尋常高等小学校ニ依頼ス

The History of Itakinishi Elementary School in the Meiji Period

Kazuaki KAJII

This paper intended to trace the history of Itakinishi elementary school in Itaki-village Kamo-district Hiroshima-prefecture in the Meiji period. First, the transition of organization and course of study in the school in the early Meiji period was discussed. Second, we gave consideration to the significance of supplementary course in elementary school education for villagers and the trend of students who went on to higher stages of education in the middle of the Meiji period. Third, we ascertained that one district of Itaki-village was in an inflexibility of educational finance and finally decided to merge with another bigger district to reconstruct the rigidification of finance present in the late Meiji period.

On the above tracing, a material of *GAKKOUENKAKUSHI* which has been owned by Itakinishi elementary school since the end of 19th century was referred in particular. There was the reprinting of part of the material at the back of this paper.